

2022年7月14日

(一社) AW検定協会東日本 会員・協力会員・検定員各位

新型コロナウイルス感染者等の発生時の対応について

(一社) AW検定協会東日本 総務委員会・資格検定委員会

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第37次の検定試験は既にスタートしておりますが、今般新型コロナウイルスの新たな感染拡大局面に入りつつあり、ここ数日の間で受験事業所より感染者や濃厚接触者の発生の連絡が数件入っております。そのため、この様な状況になった場合の対応を下記にまとめましたのでご確認お願い致します。

1. 受験事業所関係者の感染（疑い・濃厚接触者を含む）が発生した場合

- ①試験立会日を一定期間（※）以降の日程に延期することを基本とします。
- ②受験事業所より皆様へ感染者や濃厚接触者等の発生の連絡を受けた場合、その内容を事務局へ報告願います。
- ③原則として、延期後の本試験の試験立会日を9月30日までに設定可能な場合、本試験・追試験の両方の受験を可とします。
9月30日までに設定できない場合は、その取り扱いを事務局と資格検定委員会にて協議を行います。

※「一定期間」は以下とします

感染者が確認された場合は、発症日（無症状で陽性の場合は検査日）を起点として10日間。

濃厚接触者が確認された場合は、最終接触日を起点として7日間。濃厚接触者の判断は厚生労働省が定める以下の基準とする。

- ・陽性者と同居している人
- ・マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

2. 立会検定員の感染（疑い・濃厚接触者を含む）が発生した場合

- ①交代要員を立て、予定されている試験立会日に検定試験を実施することを基本とします。（2人立会の場合は交代要員を立てずに1人立会とする場合もあります）
- ②交代要員については、まず同じ会社の立会検定員に交代の打診して下さい。
- ③上記①の交代要員が見つからない場合には、事務局に相談して下さい。事務局と資格検定委員会にて協議し、交代要員を選定し事務局より個別打診を行います。
- ④上記①・②・③の対応が不可能な場合、試験立会日の延期の調整を事務局にて行います。

以上